

記載例4

- ① 年度当初に届いた「特別徴収税額の決定通知書」に、既に退職している等、特別徴収できない従業員の名前が記載されている場合
 - ② 令和7年中に厚木市外に転出した方がいて、その方の令和8年度の給与支払報告書を転出した市区町村長宛に提出した後に、その転出した方が退職した場合

①の場合…この記載例の異動届出書を速やかに提出してください。

※ 異動届出書の提出があった場合、改めて税額変更通知書を送付します。

②の場合…厚木市にはP12の令和7年度（現年度）の異動届出書を速やかに提出してください。転出した市区町村には、この記載例の令和6年度の異動届出書を提出してください。

※ 令和7年度（令和8年5月まで）は厚木市で課税となりますが、令和8年度（令和8年6月以降）は住所変更後の市区町村で課税となります。

◎例4：…年度当初の通知書に、令和7年3月31日に退職済みの従業員の名前が記載されていた場合

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書										
特 別 微 収						年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
(宛先) 厚木市長		所在地 (住所) 〒243-0018 厚木市中町○丁目○番○号		特別微収義務 指定期間 定 期 限		特別微収義務 指定期間 定 期 限		9 〇〇〇〇〇〇〇 (市町村に より異なり ます。)		
令和 7 年 5 月 17 日提出		扶養 特別微収 者 氏名又は名称 株式会社 市民税商事		宛名番号 シミヨシヨウジ		課・係 氏名 住民 税美		1 総務課経務係 住民 税美		
		個人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○		個人番号の記載に当たっては、 生年を空欄とし、右詰めで記載		当 継 者 先 電 話 046-〇〇〇-〇〇〇〇 内線(〇〇〇)				
給 与 所 告 者	扶養 氏名 県民 稲太郎		(ア) 特別微収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額 (年税額)		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日	
	生年月日 令和 平成 63 年 10 月 28 日		月から まで		月から まで		月まで		7 年 1 月 31 日	
個人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○										
受給者番号 ○○○○○○										
1月1日現在の住所 厚木市中町○丁目○番○号										
異動後の住所 横浜市港区新横浜○○○番○号										
税額を記載する必要はありません。(ア)～(ウ)に斜線を引いてください。										
「3」と記載してください。										
新しい勤務先へは、月額_____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。										
※ 下記1～3の該当箇所も記載してください。										
1. 特別微収継続の場合										
特別微収義務者 指定期間 新規 新規 特別微収義務者 指定期間 新規		個人番号 又は法人番号		課 係 氏名		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記入)		
所在地 (住所) 〒								1. 必要 2. 不要		
扶養 氏名又は名称 フリガナ										
2. 一括徴収の場合										
理由 由 の該当 する番号 を記載		1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降、特別微収の継続の申出がないため		徴収予定期間 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				
				月 日						
3. 普通徴収の場合										
理由 由 の該当 する番号 を記載		1. 異動が令和 6 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		現() 新() 年差() 一括ゼロ普切						
指定番号及び宛名番号 とは税額通知書に記載 されている番号です。 必ず記載してください。										
「給与支払報告書」に ○を付けてください。										
賦課期日(1月1日) の住所を記載して ください。										
賦課期日後に住所が 変わった場合は記載 してください。										